

就学援助についてのお知らせ



(新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したご家庭へ)

吉岡町では、町立小中学校に通学する児童生徒がいるご家庭で、経済的な理由により就学費用の負担に心配がある場合、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度があります。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変して就学費用の負担が困難なご家庭で、町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対しても、臨時的に就学援助費を支給することになりました。通常、前年の収入を判定基準としますが、今回は、特例として令和2年1月から6月までの収入を判定基準とします。

つきましては、申請を次のとおり受け付けます。

✎ 申請期間 ✎ 配付後～令和2年9月18日

申請書類の
配付先・提出先

在籍する学校 または 吉岡町教育委員会事務局教育総務室
(町文化センター内・図書館の向かい側)

* 提出書類 *



- ① 就学援助費交付申請書 (令和2年1月から6月までの収入を判定基準とします。)
 - ◆ 1家庭につき1枚(兄弟姉妹がいる場合でも1枚で申請できます。)
- ② 添付書類
 - 父母及び収入のある家族全員の収入等がわかる書類の写し
 - ・ 令和2年1月から6月までの給与明細書の写し
 - ・ 会社などが発行する支払い証明書の写し(令和2年1月から6月まで)
 - ・ 令和2年1月から6月までの帳簿等の写し
 - ・ 離職票の写しや退職証明書の写し
 - ・ 税務署に提出した廃業届、税理士などが作成した証明書類



☆ 支給対象費用

- *【・学用品費・校外活動費・修学旅行費】…定められた限度額まで支給。
支払いが限度額に届かない場合は支払った額を支給。
- *【・学校給食費・通学費・PTA会費・児童生徒会費・部活動後援費】…支払った全額を支給。

☆ 支給方法 ☆

申請書に記載された口座に振り込みます。なお、支給時期前に、振込予定通知を送付いたします。(窓口でお渡しする場合があります)

対象となる家庭

吉岡町立小中学校在籍の児童生徒で、下記の(1)、(2)いずれかの条件に該当し、受付期間内に申請手続きをして、吉岡町教育委員会が認定した家庭。

(1) 児童生徒の保護者が、生活保護を受給している家庭(「要保護児童生徒」)。

または、保護を受けていなくても保護を必要とする状態にある場合も含む。

(2) 次のいずれかに当てはまる家庭。(「準要保護児童生徒」に相当する家庭)

ア 児童生徒の保護者が、生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる者。

イ 生活保護受給世帯以外の世帯の児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する者で、教育委員会が援助を必要と認める者。

(a) 生活保護が停止または廃止になって、現在何も保護を受けていない者。

(b) 地方税法に基づく町民税の非課税・減免措置を受けている者。

(c) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を支給されている者。

(d) 学用品、通学用品等に不自由している児童生徒で、保護者の生活状態が極めて困難と認められる者。

(e) 世帯全員の収入が基準額を下回り援助を必要とする者。

◎ 参考 ◎

人数	家族構成	収入基準参考額
2人	父または母・小学生1人	約228万円
3人	父または母・中学生1人・小学生1人	約295万円
4人	父・母・中学生2人	約314万円

※「収入基準参考額」は東京を基準とした1年間の家族全員の収入額です。お住まいの地域や生活保護基準額票の改定、家族の年齢、住まいの状況等により変わります。あくまでも目安とお考えください。

注意事項

申請を受けた後、吉岡町児童生徒就学援助費支給要綱に基づいて、定例教育委員会にて審査を行います。認定の可否については定例教育委員会終了後順次通知予定です。

※ 既に通常の就学支援を受けている家庭は、重複してこの申請をすることはできません。

☆ 収入等の確認について ☆

就学援助費交付申請に伴う要件確認のための収入等がわかる書類が添付されていない場合→判定ができません!!! → 認定ができない → 支給が遅れる 等の状況が生じることがあります。* 教育委員会事務局から確認連絡を取りますのでご了承ください。*

☆ 注意事項 ☆

この制度は免除制度ではありません。それぞれの費用については納入期限内に各ご家庭で納入を済ませてください。

★ その他、ご不明な点は吉岡町教育委員会事務局
教育総務室までお問合せください。

* 問い合わせ先 *

吉岡町教育委員会事務局 教育総務室
電話:0279-54-3111 内線(594)